

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	足木 竜士
登録番号又は法人番号	1 5 1 9 2 3 2 9
所属する単位会	愛知県行政書士会
事務所名称	行政書士足木竜士事務所
事務所所在地	愛知県豊川市一宮町社 19 番地
処分年月日	令和 6 年 11 月 20 日
処分内容（種類）	9 月間の業務の停止（令和 6 年 11 月 21 日から令和 7 年 8 月 20 日まで）
上記処分をした理由	<p>被処分者の次の行為は、人の事務処理を誤らせる目的で公電磁的記録を不正に作出した行為であり、書類の作成を業とする行政書士の性格に照らし、行政書士法第 14 条に規定する行政書士たるにふさわしくない重大な非行に該当する。</p> <p>また、行政書士法第 10 条にも違反する行為であり、同法第 14 条の規定に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被処分者は、建設開発事業に係る開発許可申請の依頼を受任した。 ・開発許可申請に係る書類の提出先である地方公共団体は、建築開発事業等に関する指導要綱を定め、当該地方公共団体の区域内で一定の建築開発事業を行うに当たり、事前協議を行うことを求めており、被処分者は建築開発事業事前協議申請書を提出した。 ・その後、被処分者は、偽りの事前協議結果通知書の電磁的記録（地方公共団体の長の公印の印影があるもの）を作成し、電子メールにより依頼者へ送信した。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 10 条</p> <p>行政書士法施行規則第 14 条第 2 号</p>